

事務局運営に関する規程

第1条 一般社団法人日本認知・行動療法学会（以下、本学会という。）事務局の運営は、定款及び基本規程の定める他、本規程の定めるところによる。

第2条 事務局は、本学会の総務、会計、社員総会等の事業に関する業務を行う。

第3条 事務局運営のために事務局長を置く。

- 2 事務局長は理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 3 事務局長は本学会理事を併任することができる。
- 4 事務局長の就任は、社員総会によってあらたに選任された役員による最初の理事会が開催される事業年度開始の4月からとする。
- 5 事務局長の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4条 事務局長指名の事務局次長及び事務局員を置くことができる。

- 2 事務局次長及び事務局員は正会員の中から事務局長が推薦し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 3 事務局次長は事務局長と同じ業務ができる。
- 4 事務局員は事務局長の業務を補佐する。
- 5 事務局次長及び事務局員の就任及び任期は、推薦した事務局長と同じとする。

第5条 事務局長及び事務局次長は、理事会の決議によって解任することができる。

第6条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、2014年4月1日より施行する。

附 則

- 1 本規程の変更は、2022年8月7日から施行する。